

第 5 5 号議案

令和 6 年度志木市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度志木市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 既定の債務負担行為の限度額を次のとおり改める。

変更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
志木市上下水道 事業包括業務委託	令和 6 年度から 令和 1 1 年度まで	5 0 0 , 0 0 0	令和 6 年度から 令和 1 1 年度まで	7 2 1 , 0 0 0

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

志木市長 香 川 武 文

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額		前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	水 道 事 業 収 益	そ の 他
志木市上下水道事業 包括業務委託	補正前	500,000	-	-	令和6年度から 令和11年度まで	500,000	500,000	-
	補正後	721,000	-	-	令和6年度から 令和11年度まで	721,000	721,000	-